

別記様式(第6関係)

		担当課	都市計画課
会議の名称	鴻巣市都市計画審議会		
開催日	令和3年7月1日(木)		
開催時間	午後1時26分 開会 ・ 午後2時33分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所 1001 会議室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 田尻 要		
出席者(委員)氏名(出席者数)	加藤 久子、織田 京子、川崎 葉子、諏訪 三津枝、芝寄 和好 小泉 晋史、金子 裕太、田尻 要、山本 明伸、大塚 明夫 佐藤 泰彦、宮永 文雄、関口 知子、寺崎 孝雄、新井 昌行 新井 正  (会長1名、委員15名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)			
事務局職員職氏名	都市建設部長 清水 洋 // 副部長 清水 千之 // 都市計画課長 矢部 正樹 // // 副参事 藤村 弥 // // 計画担当主査 飯塚 大輔 // // // 副主査 柳 忍 // // // 主事 白井 勇次 // 産業団地プロジェクト課長 戸ヶ崎 徹 // // 副課長 島田 幸男 上下水道部長 三村 正 // 下水道課長 山崎 眞也 // // 副参事 宮澤 祐紀		
傍聴の可否(傍聴者数)	可 (0名)		
会議の内容	(議題) 議案第1号 鴻巣都市計画 区域区分の変更(案)について(埼玉県決定) 議案第2号 鴻巣都市計画 用途地域の変更(案)について(鴻巣市決定) 議案第3号 鴻巣都市計画 防火地域及び準防火地域の変更(案)について (鴻巣市決定) 議案第4号 鴻巣都市計画 地区計画の変更(案)について(鴻巣市決定) 議案第5号 鴻巣都市計画 下水道の変更(案)について(鴻巣市決定)		
	(決定内容) ○議案第1号から第5号について説明を行い、質疑回答を行った。内容については別紙のとおり。 議案第1号から第5号まで、全会一致で原案のとおり可決された。		

(説明の概要)

○議案第1号

箕田地区産業団地整備区域の都市計画の変更に関して、区域区分を変更する。

○議案第2号

箕田地区産業団地整備区域の都市計画の変更に関して、用途地域を変更する。

○議案第3号

箕田地区産業団地整備区域の都市計画の変更に関して、防火地域及び準防火地域を変更する。

○議案第4号

箕田地区産業団地整備区域の都市計画の変更に関して、地区計画を変更する。

○議案第5号

箕田地区産業団地整備区域の都市計画の変更に関して、下水道を変更する。

配布資料

- 1 次第
- 2 議案書
- 3 事前質問回答書
- 4 鴻巣市都市計画審議会委員名簿
- 5 配席表
- 6 鴻巣市都市計画審議会条例
- 7 鴻巣市都市計画審議会運営要領
- 8 議案資料

## 質問回答内容概要

### ○議案第4号「鴻巣都市計画 地区計画の変更（案）について（鴻巣市決定）」

#### 【事前通告】

①

委員： 昨年9月の地域説明会で、制限をかけない所についてはどうなるかの質問があり、東側は計画区域と民地が近接し、約2mの高低差のある場所もあることから、地域住民と企業とで協議する余地を残すために制限を設けていません。と当局は答えています。住民が企業と協議を行う際に当局はどの程度の関与を考えているのか。

事務局： 説明会で出た意見については事業主体である埼玉県企業局に報告しています。企業が建築をする際に通常は説明会を開催しますので、開発事前協議の際に市として地域住民と協議するように働きかけます。

②

委員： 現在、田であり雨水の貯留は自然にされている所に建造物ができることで貯留・排水のための設備が必要と考えます。昨今の気候変動に対応できる設計となっているか。面積1.36haの算出根拠は。

事務局： 今回の調整池に必要な規模は「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」により算出されております。

開発面積1haに対して700m<sup>3</sup>の調整池容量と埼玉県の湛水想定区域図に基づき必要な容量を合わせた約64,400m<sup>3</sup>の容量が必要となります。

この容量を貯留するために容量約65,900m<sup>3</sup>の調整池を計画しております。深さは平均約6mで管理用道路等を含む施設面積は約1.36haとなっています。

③

委員： 建築物の敷地面積の最低限度について、市長が公益上やむを得ないと認めた建築物として想定されるものは。

事務局： 公益上やむを得ないと認めたものについては、地区計画の目標を達成するのに支障とならないと判断できるものであれば、制限の対象外とすることを可能とするもので、現段階で想定はしておりません。

④

委員： 壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度について、同様に市長が認めるもので、想定されるものは。

事務局： 公益上やむを得ないと認めたものについては、地区計画の目標を達成するのに支障とならないと判断できるものであれば、制限の対象外とすることを可能とするもので、現段階で想定はしておりません。

#### 【再質問】

⑤

委員： 地域住民と企業側で、意見のすり合わせができない、協議が進まない場合は、どの程度、市が関与していくのか。

また、調整池の調整容量を単純計算すると、11,690 m<sup>3</sup>となる。実際の容量、湛水想定区域ということですが、どの辺までを考えての数字なのか。調整池から溜まった雨水を排水路へ排水する際の、排水の仕方は。

事務局： 企業が建築工事をする前に、企業局で造成工事を行います。工事を行う前に企業局で説明会を行いますので、その際にも住民側からこのような意見が出ているということをお話させていただきたいと思います。企業側と住民側とで何かしらトラブルとなった場合には、関係部署と相談しながら、どこまで市が関与していけるのか、調整させていただきたいと思います。

湛水想定区域につきましては埼玉県で湛水想定区域図を作成しています。湛水想定区域図には、埼玉県内のどこがどのくらい湛水するのかが記載されており、鴻巣箕田地区産業団地の整備区域は湛水想定区域になっています。その湛水分をプラスして、調整池の必要容量を決めています。また、開発区域に降った雨は、一旦調整池に貯留し、大幹線排水路に放流することになりますが、放流量につきましては、埼玉県河川砂防課と、埼玉県企業局が協議し、元荒川の比流量を基に、調整池から大幹線排水路への放流量が決まります。

⑥

委員： 造成工事が予定されているが、調整池に貯まる前に、外部へ雨水が流れていくことがないか。

事務局： 雨水対策につきましては、開発区域内の外周に排水施設を設け、降った雨が区域外に流れ出ないように、また、その排水施設から調整池に貯留し、調整池から大幹線排水路に放流する計画です。

#### 【当日】

⑦

委員： 地区計画の変更案の図の中に、公園がありますが、この公園は企業の社員の入園だけが使えるものなのか、市民が使えるものなのか教えてください。

事務局： 市民の方が利用する公園整備を計画しています。

⑧

委員： 公園の整備に当たっては、産業団地プロジェクトの予算から支出されるのか。

事務局： 公園については、開発区域内になりますので、埼玉県企業局が整備し、費用を負担します。

## ○事業について

【事前通告】 なし

【当日】

①

委員： 企業が決まった段階で開発協議を行い、一般国道17号熊谷バイパスやフラワー通りに接続することが決まってくるのか。

事務局： 計画段階での交通協議は整っています。一般国道17号熊谷バイパス側（西側）及びフラワー通り側（北側）への出入口と、市道A-1004号線側（東側）に接続する道路整備を計画しています。

②

委員： 環境影響評価は行っているのか。

事務局： 環境影響評価の対象外ですが、埼玉県企業局が独自に調査を行っています。